## 2 令和4年度社会福祉法人 等指導監査について

#### 2 令和4年度社会福祉法人等指導監査 について

- (1)令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針
- ・ここでは、三重県福祉監査課が実施する社会福祉法人等指導監査についてご説明します。
- ・市所轄法人の「法人監査」については、各市からの指導等に従って、ご対応ください。

# 2 令和4年度社会福祉法人等指導監査について

- (1)令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針 ア 指導監査実施方針(重点項目)について
- ・法人運営関係
- ・施設整備関係
- ・施設等運営関係
  - ...預貯金や預り金の管理体制(残高が実在しているか)
  - ...職員の処遇改善を図っているか。
- ・施設利用者等の処遇
- ・安全対策
  - …感染症や非常災害の発生時の備え(業務継続計画(BCP)を 策定しているか)

#### 2-(1)令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針

#### イ 指導監査実施要綱について 〇社会福祉法人等に対する指導監査等の種類

|                                       | 周期                                                                   | 備考                                                                                        |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉法人指導監査                            | 原則として3年に1回                                                           | ・法人監査は国のガイドラインに<br>沿って実施。<br>・施設監査は条例で定める設置基<br>準(最低基準)について確認。<br>・原則として、指導監査の1か月<br>前に通知 |
| 社会福祉施設指導監査                            | 老人福祉施設… <u>原則として3年に1回</u><br>障害者支援施設等…原則として2年に1回<br>児童福祉施設…原則として毎年1回 |                                                                                           |
| 参考<br>介護保険法及び障害者<br>総合支援法に基づく実<br>地指導 | 原則として6年に1回<br>(+例年、集団指導を開催)                                          | ・指定基準に定めるサービスの取扱い、報酬の請求等について確認。<br>・原則として、指導監査の2週間前に通知                                    |

#### 2-(1)令和4年度社会福祉法人等指導監 査の方針

- イ 指導監査実施要綱について 〇主な変更点
- ・令和3年11月15日付厚生労働省老健局長通知「老人福祉施設に係る指導監査について」に基づき、老人福祉施設に対する一般指導監査を原則として2年に1回から3年に1

#### 2-(1)令和4年度社会福祉法人等指導監 査の方針

- ウ 三重県の社会福祉施設指導監査における 新たな取り組みについて
  - ICT(オンライン)の活用
- …実地監査とZoomによる聴き取りの 併用による効率的な指導監査を実施

- 2-(2)その他
- ア 介護保険法及び障害者総合支援法に基づく運営(集団)指導及び実地指導について
  - ・運営(集団)指導
    - …令和4年5月以降に動画を三重県ホームページに掲載する予定です。
  - ・実地指導
    - …該当事業者には、実施日の概ね2週間前までに ご連絡します。

実施にあたってはメールか郵送で随時お知らせいたしますが、三重県福祉監査課のホームページに、実施方針や要綱等 を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

### 3 その他 (1) 社会福祉法人認可申請ハ ンドブックについて

# 3 その他(1)社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

- ○掲載内容
- ・社会福祉法人とは、社会福祉法人の機関、社会福祉 法人の資産、社会福祉法人認可申請手続き、認可申請 後に必要な手続き、<u>定款変更認可申請手続き、基本財</u> <u>産処分手続き</u>、合併手続き、<u>社会福祉法人現況報告</u>等 定款変更や基本財産処分については、必ず予め所轄 庁に協議したうえで、所定の手続きを行ってください。 (事後的な申請は厳禁)

- 3 その他(1)社会福祉法人認可申請ハンドブックについて
- 〇令和4年度ハンドブック改訂内容
  - ・社会福祉連携推進法人が新たな法人制度として 創設されたことに伴い、制度の概要及び主な 手続き等を掲載しました。
  - ・定款変更時の附則の表記にかかる記入例を追記しました。
  - ・その他、誤記の修正等を行いました。

- 3 その他
- (2)国・県のホームページについて
- ・社会福祉法人の運営にまつわる情報が掲載されていますので、ご活用ください。
- ア 厚生労働省「社会福祉法人制度」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bu

nya/hukushi\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-

fukushi-houjin-seido/index.html

制度の解説等に加えて、「社会福祉法人の財務会計に関するElearning」といった研修動画も掲載されています。

#### 3 その他

- (2)国・県のホームページについて
- ・社会福祉法人の運営にまつわる情報が掲載されていますので、ご活用ください。
- イ 三重県庁「福祉監査課」ホームページ

http://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/index.htm

本研修動画でお伝えした「理事会等の決議省略時に使用する各種様式」や「指導監査実施方針」、「認可申請ハンドブック」等も掲載しています。

また、三重県内の社会福祉法人、介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所の様々な取組をまとめた「社会福祉法人等の取組事例集」を作成し、ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。